

重 要

平成28年1月4日

会 員 各 位

公益社団法人
府中市シルバー人材センター

平成27年分支払証明書の送付に伴う所得税の取扱いについて

シルバー人材センターの配分金収入等(以下、「配分金」といいます。)は、所得税法上では雑所得として扱われ、下記に該当する場合には確定申告の必要があります。

つきましては、平成27年分の配分金支払証明書を1月末頃お送りいたします。

これは、会員の皆さんが平成27年1月分から12月分までの間に得た配分金収入の合計額を証明したものです。(平成27年2月25日支払分から平成28年1月25日支払分)

平成27年分 所得税の確定申告の要否について

I 【配分金だけの収入がある方】

年間配分金－必要経費等の控除額65万円 >
(基礎控除額38万円＋扶養控除額A＋その他の控除額)

A 控除対象配偶者及び扶養親族の数に応じた控除額

扶養控除額＝被扶養者1人あたりの控除額を扶養人数に乗じた金額

区 分		控除額
控除対象 配偶者	一般 70歳未満	38万円
	老人 70歳以上	48万円
控除対象 扶養親族	一般 16～18歳	38万円
	23～69歳	
	特定 19～22歳	63万円
	老人 70歳以上	同居老親 58万円 同居老親以外 48万円

II 【配分金と公的年金等の収入だけの方】

公的年金等の収入が400万円以下ですか

はい

いいえ

配分金の収入が85万円以下ですか

はい

いいえ

申告不要

確定申告が必要

※ 生命保険契約等に基づく年金は公的年金等には含まれません。

※ 就業の際に必要な交通費等は、必要経費等の控除額65万円に含まれます。

※ I、II以外の収入がある場合、その他確定申告に関することは、最寄りの税務署におたずねください
武蔵府中税務署 Tel 362-4711

◎所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関する詳しいことは、市役所におたずねください。府中市役所代表 Tel 364-4111